

青森県立保健大学地域連携・国際センター地域連携科委員会規程

平成20年4月1日
規程 第28号
(最終改正 平成24年4月1日)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森県立保健大学組織規則第20条の規定に基づき、青森県立保健大学地域連携・国際センター地域連携科委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 地域連携・国際センター及び研究推進・知的財産センターの連携に関すること
- (2) 本学で刊行する出版物及び本学ホームページのうち地域連携・国際センターに関する企画及びその実施業務に関すること
- (3) 地域貢献活動に関する企画及びその実施業務に関すること
- (4) 公開講座の企画立案及び運営に関する事項
- (5) その他地域連携科の運営に関する重要事項

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 地域連携・国際センター長
- (2) 地域連携・国際センター地域連携科長(以下「地域連携科長」という。)
- (3) 各学科ごとに、教授、准教授、専任の講師及び助教のうちから2名(ただし、助教は1名以内)
- (4) 事務局地域連携推進課長
- (5) その他地域連携・国際センター長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、地域連携科長をもって充てる。

- 2 地域連携科長は、自ら委員長になることに代え、教授又は准教授の職にある委員を委員長に任命することができる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。副委員長を置かないときは、予め委員長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めた事項に関し採決を要する場合、委員会は委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(副委員長)

第6条 委員長が必要と認める時は、委員会に副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は委員から委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長の委任により委員会を招集し、その議長となることができる。

(委員の任期)

第7条 第3条第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第8条 議長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要に応じて別に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(報告)

第10条 地域連携科長は委員会の運営に関し、大学の組織目標を踏まえた上、事業計画、中間報告及び事業報告を作成し、教育研究審議会を通じ理事長に提出しなければならない。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、事務局地域連携推進課で処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。